

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）2月27日

下関市長 前田 晋太郎

### 1 件名

令和8年度下関市市民活動保険

### 2 業務内容

仕様書（別紙）のとおり

### 3 契約期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで

### 4 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において、（その他役務（保険））に登録されていること。
- (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加

資格を認められていること。

## 5 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 契約条項を示す場所

下関市市民部まちづくり政策課（下関市役所 本庁舎西棟 4階）

### (2) 日時

公告の日から令和8年3月9日（月）午後5時まで

## 6 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）に、次に示す添付書類（該当がある場合のみ）を添えて、下関市市民部まちづくり政策課（〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 下関市役所 本庁舎西棟4階 TEL083-231-1261）に郵送又は持参し提出すること。ただし、郵送の場合は、書留郵便その他発送事実を証することができる方法により、提出期限内に必着のこと。

なお、申請書に不備がある場合、又は受付期間を経過した場合は受理しない。

### 【添付書類】（該当する者のみ）

- ・ 保険会社と契約した、下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し。
- ・ 令和6年3月以降に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結している者は、その契約書の写し。（2件以上。契約日、相手方及び同種業務の内容が確認可能な部分のみで可とする。）

## 7 入札参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時までとする。

## 8 確認結果の通知

提出された書類等により審査し、その結果を入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和8年3月12日（木）までにファクシミリで通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認めら

れた者は、その通知を受けた翌日までに、書面を下関市市民部まちづくり政策課（５の(1)に同じ）に持参することにより、その理由について説明を求められることができる。なお、この求めに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

## 9 質問の方法

本業務に関する質問は、ファクシミリによること。

（FAX番号：083-231-1809）

質問期限は、令和8年3月4日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

## 10 入札日時等

### (1)入札（開札）日時

令和8年3月19日（木）午前11時00分

### (2)入札（開札）場所

下関市役所 本庁舎東棟4階 411会議室

## 11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 その他

(1) 郵便を利用し入札を行うときは、書留郵便その他発送事実を証することができる方法により入札書を郵送しなければならない。この場合においては、その封筒に入札に係る件名、入札者名及び入札者の住所又は所在地を表示しなければならない。

なお、郵送による入札書の提出期限は令和8年3月18日（水）午後5時までとする。

(2) 入札は、入札書（様式3）を使用すること。

(3) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を代理人に持参させること。

- (4) 次の事項に該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、及び関係法令等に違反した入札。
  - イ 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札。
  - ウ 入札保証金の納付が必要な場合において、当該入札保証金の納付がないもの又は当該入札保証金が不足するもの。
  - エ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できないもの。
  - オ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
  - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
  - ク その他入札に関する公告等に掲げる条件に違反したもの。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期することがある。
- (6) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わない。
- (7) 入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用禁止とする。

以上